

## 令和5年度 第1回那須塩原市環境審議会 会議録

○開催日時：令和5(2023)年7月24日

○開催場所：那須塩原市役所 本庁舎 303会議室

○出席者：

【委員】15名中12名

【市】政策統括監、市民生活部長、環境課長、同課長補佐、環境保全係長、同係員、廃棄物対策課長、同課長補佐兼施設係長、一般廃棄物対策係長、産業廃棄物対策係長、気候変動対策課副主幹、同課主事

---

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

7/11の報道で地球の平均気温が過去最高を更新した(17.24℃)

2/10にGX基本方針及びGX推進法案が閣議決定され、脱炭素と経済成長の両立が示された。また、2/28にはGX脱炭素電源法案、3/31には生物多様性国家戦略が閣議決定され、環境問題に国を挙げて取り組んでいくという大きな考え方が示された。

本会議においても、市民の生活向上に向け、委員の皆様の御意見、御質問等をお願いしたい。

### 3 部長及び政策統括監あいさつ

(市民生活部長)

環境政策を取り巻く最近の状況だが、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーを基本として、国際的な動きとして昨年12月にネイチャーポジティブの実現が2030年に向けた目標として採択された。それを受け、2030年に向けた生物多様性国家戦略が3月に閣議決定され、ネイチャーポジティブ達成のための戦略と行動計画が具体化された。本市においても、気候変動や鳥獣被害等の影響による生物多様性の損失が進行しつつあることから、ネイチャーポジティブ実現に向けた施策について現在検討を行っているところである。

本日の会議では、昨年度の環境に関する取組の状況、今年度予定しているレッドリストの改定等を議題としている。委員の皆様には忌憚のない御意見をお願いしたい。

(政策統括監)

環境省からの出向により本市では政策統括監を拝命した。

環境省では自然系職員として国立公園の現場事務所から各地の国立公園の指定、世界自然遺産の登録、鳥獣保護関係、野生生物の保護等、自然環境に関する業務に携わってきた。

昨今の環境問題を取り巻く状況はめまぐるしく変わってきており、待ったなしの状況が来ている。本審議会において忌憚のない議論をいただき、本市から地球環境のことを

議論していきたいと考えている。

#### 4 自己紹介

(環境課長)

議題の前に御報告申し上げます。

本会の開催については、環境審議会規則第5条第2項の規定により委員の半数以上の出席が必要である。本日は委員15名中12名の御出席をいただいているため、本会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本会議の審議内容については、会議録を作成し、市ホームページでの公開を予定している。会議録作成のため、録音させていただく。公開する会議録については、個人の氏名は掲載せず、議事内容と発言の要旨をまとめたものとする。

環境審議会規則第5条第1項の規定により、議長は会長が務めることとなっているため、ここからの進行は大石会長にお願いしたい。

#### 5 議題 (進行：会長)

議題について、事務局から説明させていただく。

なお、議題(1)と(2)については実績報告となるため、まとめた説明とさせていただく。

##### (1) 令和4年度那須塩原市環境基本計画の進捗状況について (報告)

(事務局) 大きく変更等があったもの等に絞って説明させていただく。

資料3 (環境基本計画の進捗状況について) を御覧いただきたい。

「1 自然環境の保全－指標項目(1)野生動植物の保護」

生息地保全協定区数について、昨年度まで18か所であったところ、1か所増えて19か所となっている。

「1 自然環境の保全－指標項目(3)水辺環境の保全及び利用促進」

水辺の環境調査・観察会等について、年2回との記載だが、年3回(那珂川水生生物調査、ホテル観察会、沼ッ原植物観察会)の誤りである。お詫びして訂正する。

「2 生活環境の保全－指標項目(3)安全・安心な市民生活の実現」

新規産廃施設設置件数について、年1件とあるが、こちらは新規設置ではなく既存施設において拡張があったもの。

「4 地球環境の保全－指標項目(1)地球環境保全の推進」

「市域から排出される温室効果ガス総排出量」について、令和3年度策定の市気候変動対策計画に基づく算定方法で算定した数値であるが、実績値が2年遅れで確定するということもあり、令和4年度(現況)の数値については令和2年度の実績値となる。また、令和9年度の目標が906千t-CO<sub>2</sub>となっているが、気候変動対策計画においての目標年度は2030年度、目標値は462千t-CO<sub>2</sub>である。

環境基本計画の進捗報告であるためあえて修正はしていないが、ダブルスタンダードになっているようなところもあり、分かりにくく比較しづらいため、こちらの

記載方法については今後検討したい。

参考までに、資料8を御覧いただきたい。こちらは気候変動対策計画に基づき算定した温室効果ガス排出量の推移をグラフにしたものである。参考に御覧いただければと思う。

資料3に戻り、「市が行う業務により排出される温室効果ガス総排出量」について、市役所は一事業所として環境マネジメントシステムを運用しているが、令和4年度から第3期環境マネジメントシステムの運用を開始し、これまで対象外としていた那須塩原クリーンセンター、職員が常駐しない施設等も対象としたことにより、前年度と比べ数値が急激に増えている。なお、実績値27,505t-CO<sub>2</sub>のうち、那須塩原クリーンセンターの排出量が17,095t-CO<sub>2</sub>と多くを占めている。

また目標値についても、第2期環境マネジメントシステムとの対象施設が異なること、一酸化二窒素、メタン、フロン等の温室効果ガスを含めていなかったこと等により、5,305t-CO<sub>2</sub>という目標値になっている。こちらも目標が令和9年度となっており、気候変動対策計画の目標年度の2030年度と異なっているため、記載方法については検討したい。なお、第3期環境マネジメントシステムにおける算定方法で算定すると、2030年度の目標値は14,776t-CO<sub>2</sub>となる。

## (2) 那須塩原市の環境保全の取組について

(事務局) 12ページ「4 那須塩原クリーンセンターごみ受け入れ量」について、数値は御覧のとおり。参考資料として、「資料9」は平成27年度以降の推移をグラフにしたものである。紙類の受け入れ量が大きく減少しているが、主にペーパーレス化の推進によるものであると思われる。

なお、昨年度からこうした推移についてはグラフ化して見やすいようにとの意見があった。本日の資料についても御意見等があればお願いしたい。

16ページ「河川等水質調査」について、令和4年度から大腸菌群数の項目が大腸菌数に変更となった。大腸菌群数では水や土壌などに分布する自然由来のものも検出されていたが、現在は簡便な大腸菌の培養技術が確立されており、従来の指標よりも的確に糞便汚染をとらえることができるようになったことで、昨年度よりも基準達成率が大幅に増加しているものと考えられる。

(会長) 事務局の説明が終了したので質疑に入る。議題(1)及び(2)について、質疑があればお願いしたい。

(委員) 2点質問がある。

1点目：4ページの新規産廃施設設置件数について、令和4年度に1件あったということだが、産廃の拡張も環境アセス条例（那須塩原市環境影響評価条例）の対象であったかと思う。本件はアセスの対象であったが苦情があったということなのか、それともアセスとは関係なく苦情があったということか。

また、アセスはアセスで有効に機能したのか。

2点目：指定廃棄物の指定を解除して一般廃棄物として焼却したとの報道を見た

が、それについては今回の資料の那須塩原クリーンセンターごみ受け入れ量の中に反映されているのか。

(廃棄物対策課長) 1点目のアセスに関して、本件は条例施行前に許可が下りているものであり、実際の稼働開始が令和4年度であったもの。アセスに該当する前の施設ということになる。

2点目の指定廃棄物の指定の解除の関係について、最終処分場の埋立量に加味した数値となっている。

(委員) 承知した。

(事務局) なお、4ページの項目は「拡張を含む設置件数」であり、苦情があったという訳ではない。

(委員) 意見として申し上げる。

課題と成果指標を設定する場合、前提として現状認識があり、それに対する対策や目標を検討することとなる。COP15やCOP27でも、過去のCO2濃度や気温等を基に対策を決定しているものと思う。環境基本計画についてもそういった前提があって作られているのだと思うが、その情報が足りていないと思う。環境変化は人為的要因に帰するものだけでなく、自然環境に起因する変化もあるはずだが、そちらの情報が少ないと感じた。BODのデータがあるが、市民にとって重要なのは、「今年は水が少ない」、「市の降水量はどうなっているのか」といったようなところ。社会的共通資本の自然資本になるようなところ(水量が減ってきている等)のデータが30~40年レンジで出ていると市民の認識も高まると思う。

また、行政が主体となって、短時間降水量のようなものが過去10年で増えているのか減っているのかといった変化に関するデータを提供していただけると、本審議会の審議の信憑性が高まると思う。

(事務局) 環境基本計画の見直し等も含め、数値化できるところやそういった指標を入れられるよう検討したい。その際はまた御意見をお願いしたい。

(委員) 3ページの森林面積について、基準が38,424ha、ところが令和4年度の現況は38,074haと、約10年で約400ha減少している。令和9年度の目標値が38,000haとなっているが、令和4年度において目標値寸前である。森林面積減少の原因は何か？

(事務局) 森林面積は毎年徐々に減少しているが、主に開発による減少であると考えている。

(委員) もし減少の原因が太陽光発電等の再生可能エネルギーということになると、本末転倒の再エネ政策であると思う。市としてもこの辺の調査は十分にやってもらいたい。

(委員) 成果目標は通常、「発生件数(量)×質」だと思うが、「維持」という評価は難しいと思う。発生件数(量)が少ない場合でも質の面から見れば重大インシデントということもある。「維持」の部分でも、重大インシデントがあった場合は特記事項という形で書いていただくとありがたい。

(委員) 林地開発の許可は県に権限があると思うが、許可の申請があれば市にも情報が

来るということであれば、森林面積の減少事由を調査することは可能か。  
(事務局) 可能である。

(会長) 15 ページ「工業団地排水水質調査」について、調査結果の記載がないが。  
(事務局) 調査対象は工業団地総合水質検査池及び蕪中川最終排水口を合わせて工業団地排水水質調査としており、調査結果はどちらも異常は認められなかった。お詫びして訂正する。

(会長) 15 ページ「大腸菌群数」とあるが、「大腸菌数」ではないのか。

(事務局) 検査項目が「大腸菌数」となったのは河川等の水質調査であり、事業所の排水水質調査等については引き続き「大腸菌群数」となっている。

### (3) 那須塩原市レッドリストの改定について

(事務局) 資料5「那須塩原市レッドリストの改定について」のとおりのため、概要のみ説明させていただく。

本市では、野生動植物保護のため那須塩原市動植物調査研究会を設置し、動植物の専門家による野生動植物の生息・生育状況把握のため通年で調査を実施している。その調査事業の集大成として2017年に那須塩原市レッドリスト及びレッドデータブックを作成した。掲載内容は2016年度までの調査結果が反映されている。それ以降も毎年継続的に調査を実施しているため、レッドリストについては5年ごと、レッドデータブックは10年ごとに調査結果を反映させていきたい。

本来であれば昨年度レッドリストの改定を実施したかったが、新型コロナウイルスによる会議の縮小や県のレッドリスト改定の1年延期等があったため、市のレッドリスト改定も1年延期し、2022年度までの調査結果を反映させて改定することとした。次回の改定については、レッドデータブックの改定に合わせ、4年後の2027年度を予定している。

レッドリストの公表について、冊子等は作成せずホームページでの公表を考えている。冊子の作成は、レッドデータブックの改定時を予定している。また、レッドリストの改定に伴い、希少野生動植物種を定める規則の改正を予定している。この規則の改正をもって本市で定める希少種が更新されるため、今後の施策に活かされることとなる。

(委員) 動植物のことを分かっている人にとっては、このレッドリストは非常にありがたい。一方で、その時点で存在していたものが分かるだけであり、それだけで終わらせるともったいない。環境は変化があるため、5年、10年、20年前の調査から見て、「絶滅危惧種にランクするものの総数がどれだけ増えたり減ったりしているのか」、「ランクBからAに上がったものが全体の中で何%になっているのか」等といったことが過去のデータから分かる形で数値が載っていれば、一般市民でも環境の変化が分かると思う。単年度のデータだけではなく、希少な動植物の遷移や推移が見られるようなデータを出してほしい。市内で昔どのような動植物がいてどの動植物が絶滅したのかといった情報がほとんどない。

(事務局) レッドデータブックについては、2017年度が初版であるため、更新(何

がどれだけ増減したか等)の情報の記載は今後の課題としたい。県のレッドデータブックの改定が3月にあり、ホームページで増減の掲載が出ているため、参考にしたい。

(委員) 自分も調査に関わっている者の1人である。レッドデータの作成は他の市町村に先駆けた素晴らしいものである。ぜひ他の委員の皆様にも御理解いただき、市の先進的な取組を覚えていただければと思う。希少種を掲載することに対しては賛否両論(盗掘の恐れ等)があるが、やはりきちんと調べておくことは重要である。

#### (4) 那須塩原市の自然環境に関する施策等について

(事務局) 資料6の最後のページ「ネイチャーポジティブとは？」についてまず説明させていただく。ネイチャーポジティブは「自然再興」などと訳されるが、現在急速に地球環境が悪化し生物多様性が失われつつあることから、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させることという定義が(後に説明する)生物多様性国家戦略においてなされている。

自然は社会・経済の基盤であるということで、脱炭素社会への移行(カーボンニュートラル)や循環経済への移行(サーキュラーエコノミー)の取組と連携しながら進めていくことが重要である。本市においても、このネイチャーポジティブ、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミーといった3本の柱について、これまでもそれぞれの部署で取り組んでいるところではあるが、更に横の連携を深め積極的に推進していきたいと考えている。来年度は組織機構の見直しもあり、より環境分野に力を入れた体制となることが検討されている。この3本の柱についても、連携して取り組んでいきたい。近いうちに、市としてこれらを踏まえた今後の環境政策に関する宣言なりビジョンの公表なりを行い対外的にPRしたいと考えている。内容が決まり次第共有させていただく。

資料6の最初のページに戻り、生物多様性国家戦略2023-2030であるが、2009年に採択された愛知目標に始まり、最近だとCOP15において昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択され、それを踏まえ国内でも生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定されたところである。2050年までの長期目標として「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けて2030年までの短期目標としてネイチャーポジティブの実現が掲げられている。その他にも2030年までに陸と海の30%を保全する30by30目標も定められ、生物多様性の回復に向けた取組が世界的に本格化している。

次のページは、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の短期目標と長期目標がそれぞれ簡単に列記されたものである。

さらに次のページは国家戦略の概要である。右の表は、何もしなければ右肩下がりに生物多様性が損失していくが、生態系の保全等の自然保護活動や気候変動対策(ゼロカーボン)、消費と廃棄物の削減(サーキュラーエコノミー)等の取組と連携して行うことで、生物多様性の回復幅が大きくなり、よりネイチャーポジティブの実現に近づくとする表である。

さらに次のページだが、国際的な目標や国家戦略の実現には、市町村レベル・地域レベルでの取組が重要であるということで、地方自治体や民間企業、民間団体等の役

割が重要となってくる。そこで、左下の図にあるように、世界の枠組みから国の国家戦略、国家戦略から地域の状況に落とし込んだ地域戦略を策定し、市の様々な課題解決に向けた取組の準備を行っているところである。ちなみに、全国の策定状況は、都道府県と政令指定都市を除くと、全市区町村の約8%（146自治体）に留まっているのが現状である。

本市では、今年度中に地域戦略を策定したいと考えており、委員の皆様にもお知恵をお借りしたいと考えている。

続いて資料7「生物多様性地域戦略策定方針」について、地域戦略の具体的な内容はこれから作りこんでいくこととなるが、策定にあたっての考え方等をまとめたものとなる。1ページ目の国内外の動向は先ほど御説明したとおり。2ページ目は戦略の必要性ということで、野生鳥獣による食害や農業の担い手不足など、市が抱える様々な課題の解決や地域活性化に向けて地域レベルでの取組を進め、本市の豊かな自然を活用した持続可能なまちへ導くための方針として、戦略を策定したいと考えている。生物多様性基本法において地域戦略の策定は市町村の努力義務となっているが、先ほど申し上げたとおり全国的に策定が進んでいない状況である。

具体的な取組としては、生態系の回復の視点から、例えば「国立公園内の湿原、湿地等の保全」や「食害対策」、自然を活用した地域経済の活性化という視点から、「自然と調和したワークスタイルの推進」や「持続可能な農業・林業の実現」などを検討している。

次のページの「計画期間」について、国家戦略の計画期間を踏まえ2030年までと考えている。ただし、市の環境基本計画の計画期間が終了する令和9（2027）年度を短期目標として中間的な検証と、必要に応じて見直しを行う。また、国家戦略の長期目標である2050年ビジョンと合わせ、2050年を長期目標の期限とする。

生物多様性地域戦略については、これから本格的に策定の具体的な取組を検討していくが、委員の皆様にはいろいろと御意見をいただければと考えている。

（委員）来年度から森林環境税が発生するため、来年度の計画を作る際にはそれに見合った対策、数値、成果目標等を入れられるのであれば入れたほうがよい。

（事務局）各担当課と協議しながら、事業や取組ごとに最適な状態目標・行動目標等を検討していきたい。貴重な御意見として参考にさせていただく。

（委員）生物多様性地域戦略の策定についてはぜひ取り組んでいただきたいと思う。

内容に関して、具体的な取組がかなり幅広く網羅されていると思うが、以前市の観光マスタープラン策定委員会にも参加し、その際もかなり網羅的に取組のプランを立てていたが、プランのままで終わっているところも相当ある。戦略を立てるに当たり具体的に何がどうできるのか、数値目標をどうするかといったところも含め、本審議会で提案いただけたらいいと思う。

自治体や国だけでなく市民などステークホルダーを含めて運用なり計画を立てていくことが重要。可能であれば、実際に運用する前にパブコメ等を実施していただき、市民の意見も聞いていただきたいと思う。

また、国立公園でのワークスタイルの推進という点について、いわゆるワーケーション

ョンの話かと思うが、こちらも生物多様性等の観点からどれだけ意味があるのかということも踏まえて進めていただきたい。

(事務局) 取組や目標等については今後関係各課と協議していく。

パブコメは実施予定である。一度委員の皆様に見ていただいた上でパブコメを実施したいと考えている。環境審議会という形でお集まりいただくか書面開催とするかは検討中であるが、御意見をいただく機会を設けたいと考えている。

(委員) 生物多様性地域戦略は、大人だけの話ではなく、今一番大事なのは子ども達に現在の生物多様性の状況をよく知ってもらうこと、それを知った上で彼らが大人になったときに、より市をどういう地域にしていくべきかを知る機会になると思う。地域ごとだとどうしても差が出る(参加できる生徒とできない生徒がいる等)ため、学校教育の中にこの地域戦略を入れてもらい(学校を巻き込んで)、全ての子供が平等にそういう授業を受けられるといった戦略を立ててもらいたい。環境課としても、教育部と協力してそういう教育を共にやってもらえるとありがたい。

(事務局) 教育部にも相談しているところであるが、学校のカリキュラムの中で環境学習の時間が決まっているため、その中でどういった内容の環境学習を実施していくかというところは、今後も教育部と協議していきたい。

(会長) 全ての議事が終了したため、進行を事務局にお返しする。

## 6 その他

(事務局) クビアカツヤカミキリについて報告させていただく。

クビアカツヤカミキリはサクラ、モモ、ウメ等の樹木の内部を食い荒らしてしまう特定外来生物である。これまで被害が確認されたのは県北地区ではさくら市が最北端であったが、7月5日に大田原氏でクビアカツヤカミキリの被害が初めて確認された。県から第1報を受け、環境課においても発見場所から近い市内の公共施設のサクラ等を調査したが、被害は確認されなかった。ただ、おそらく市内にも入ってきていると思われる。引き続き注意喚起と情報提供を呼び掛けていきたい。

## 7 閉会

(環境課長) 市民に分かりやすい指標や見せ方というところで非常に参考になった。

会議の持ち方についても、これまで年2回(7月、2月)ということで実施してきたが、地域戦略の関係もあり、時期的なところは検討させていただきたい。資料等(書面開催)での御意見を頂戴することもあるかもしれないので、その際はよろしく願いしたい。